

令和2年3月

定例教育委員会会議

会議録

令和2年3月26日開催

# 会 議 録

開 催 日 時	令和2年3月26日(木)      午後2時      開会 午後3時27分      閉会												
場 所	旭川市教育委員会 会議室												
出席者	教育長 及び委員	教育長 黒蕨 真一, 教育長職務代理者 本田 哲嗣, 委員 滝山 義之 委員 近藤 美保, 委員 山崎 與吉											
	事務局	説 明 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">学校教育部長      山川 俊巳</td> <td style="width: 50%;">社会教育部長      大鷹 明</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長      林上 敦裕</td> <td>社会教育部次長      酒井 睦元</td> </tr> <tr> <td>適正配置担当課長      矢萩 恵</td> <td>文化振興課長      高桑 和寿</td> </tr> <tr> <td>学校施設課長      三浦 雅仁</td> <td>公民館事業課長      片山 勝敏</td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長      佐々木 康成</td> <td>中央図書館長      岡島 博行</td> </tr> </table>	学校教育部長      山川 俊巳	社会教育部長      大鷹 明	学校教育部次長      林上 敦裕	社会教育部次長      酒井 睦元	適正配置担当課長      矢萩 恵	文化振興課長      高桑 和寿	学校施設課長      三浦 雅仁	公民館事業課長      片山 勝敏	教職員担当課長      佐々木 康成	中央図書館長      岡島 博行
		学校教育部長      山川 俊巳	社会教育部長      大鷹 明										
学校教育部次長      林上 敦裕	社会教育部次長      酒井 睦元												
適正配置担当課長      矢萩 恵	文化振興課長      高桑 和寿												
学校施設課長      三浦 雅仁	公民館事業課長      片山 勝敏												
教職員担当課長      佐々木 康成	中央図書館長      岡島 博行												
事 務 局 職 員	教育政策課主幹      水野 泰子 教育政策課      上江 昌弘 同      星 由里夏												
傍 聴 者	0人												
公開・非公開の別	一部非公開												
会 議 次 第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 令和2年度一般会計予算の補正について</li> <li>・議案第2号 旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・議案第3号 旭川市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・議案第4号 旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について</li> <li>・議案第5号 旭川市立小・中学校適正配置計画の改訂について</li> <li>・議案第6号 旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について</li> <li>・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について</li> <li>・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について</li> <li>・報告第4号 新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設の閉館期間の延長（臨時代理）について</li> </ul> 5 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和2年度教育予算について</li> <li>(2) 旭川駅構内設置彫刻に係る転倒事故について</li> <li>(3) 若者の団体の施設使用に係る使用料の減額について</li> </ul>												

- 6 その他
- 7 閉会

審 議 内 容		
発 言 者	発 言 要 旨	
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和2年3月の定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>	
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、滝山委員、近藤委員を指名をいたします。</p> <p>《 前回会議録 》</p>	
教 育 長	<p>会議録ですが、令和元年9月定例教育委員会会議（令和元年9月2日開催）、令和元年10月定例教育委員会会議（令和元年10月17日開催）、令和元年11月定例教育委員会会議（令和元年11月25日開催）及び令和元年12月定例教育委員会会議（令和元年12月23日開催）については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p>	
各 教 育 員 長	<p>ありません。</p> <p>御意見がありませんので、令和元年9月定例教育委員会会議、令和元年10月定例教育委員会会議、令和元年11月定例教育委員会会議及び令和元年12月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>	
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和元年9月定例教育委員会会議、令和元年10月定例教育委員会会議、令和元年11月定例教育委員会会議及び令和元年12月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p>	
各 教 育 員 長	<p>なお、令和2年1月定例教育委員会会議（令和2年1月24日開催）、令和2年2月定例教育委員会会議（令和2年2月4日開催）及び令和2年2月第1回臨時教育委員会会議（令和2年2月29日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するという事によろしいですか。</p>	
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和2年1月定例教育委員会会議、令和2年2月定例教育委員会会議及び令和2年2月第1回臨時教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>	
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「令和2年度一般会計予算の補正について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>	
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「令和2年度一般会計予算の補正に</p>	

について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。

議案第2号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。

林上学校教育部次長

今回の改正の要素は2つございまして、1つは共同学校事務室についての規定を、もう1つは、規則で在校等時間としております教育職員の勤務時間の上限など、業務量の適正な管理等についての規定を追加しようとするものでございます。

まず、共同学校事務室につきましては、各学校に勤務する事務職員が、1つの学校に集まるなどして、複数の学校の事務を共同で行うもので、平成29年3月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、制度化されたものでございます。

学校の事務を共同で処理することにより、学校間の事務の標準化、教材などの共同購入による調達コストの削減、事務職員の育成や資質の向上など、事務処理の更なる効率化、質の向上の実現につながるものとされております。

本市におきましても、本年4月に共同学校事務室を1つ、中央中学校を拠点校として設置する予定でございまして。

中央中学校には、他の5つの学校から事務職員が集まり、学校の財務に関する事務や学校事務の資質向上に関する事務など、学校の事務を共同で実施し、子どもたちの豊かな学びに向けた環境づくりにつなげてまいります。

法律では、共同学校事務室を設置する場合、教育委員会規則で定めることが必要とされており、学校管理規則第10条の2として所要の規定を追加しようとするものでございます。以上が、共同学校事務室についての改正でございまして。

次に、教育職員の業務量の適切な管理等につきましては、昨年12月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正により、学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、文部科学省が昨年1月に策定した在校等時間の上限に関するガイドラインを法的根拠のある指針に格上げしました。

この国の指針において、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等で定めることとされましたので、上限時間等について、国の指針を踏まえ、学校管理規則第11条の2として所要の規定を追加しようとするものでございます。

なお、今回の規則改正では、上限時間を1か月について45時間などと規定することに伴い、今後、本市の働き方改革推進プランの達成目標である「1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教職員をゼロにする」などにつきまして、見直しを行う予定でございまして。

教 育 長

議案第2号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等はありませんか。

近 藤 委 員

中央中学校に他の5校の事務職員が集まるとのことですが、どこの学校なのですか。

林上学校教育部次長

現在の予定では、青雲小学校、新富小学校、永山小学校、明星中学校、永山南中学校となっております、ここに中央中学校の事務職員2名が加わり、合計7名で共同学校事務室を設置する予定です。

近 藤 委 員

他の学校の職員は常時中央中学校にいるわけではないのですか。

林上学校教育部次長

週に1、2回集まります。

本 田 委 員

今後、各地域やブロック等で増えていくという見通しで設置していくと

林上学校教育部次長	<p>ということですか。</p> <p>まず、中央中学校に設置しまして、成果や課題等を整理し、今後は全市に展開できればと考えております。</p>
教 育 長	<p>既に実施している自治体もありますので、そういう情報を参考にしながら成果を出していきたいと考えております。旭川市としては初めての取組となります。</p>
各 委 員	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各 教 育 長	<p>ありません。</p>
各 委 員	<p>それでは、議案第2号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 教 育 長	<p>異議ありません。</p>
林上学校教育部次長	<p>「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。</p>
林上学校教育部次長	<p>次に、議案第3号「旭川市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p>
林上学校教育部次長	<p>令和2年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されまして、同法の学校運営協議会の規定が第47条の6から第47条の5に改められます。旭川市学校運営協議会規則においても同法の第47条の6を引用しているため、同法改正に合わせて同規則を改正しようとするものでございます。</p>
教 育 長	<p>議案第3号「旭川市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
各 教 育 長	<p>それでは、議案第3号「旭川市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
各 教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第3号「旭川市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。</p>
中央図書館長	<p>次に、議案第4号「旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明願います。</p>
中央図書館長	<p>今回の改正は、中央図書館の開館時間拡大に伴い、旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程を改正しようとするものであります。</p>
中央図書館長	<p>中央図書館の開館時間拡大については、平成31年4月から本格実施をしておりますが、開館時間を30分早めたことで、開館前の準備時間を十分確保することが困難となり、一部の業務に支障をきたすおそれがある状況でございます。</p>
中央図書館長	<p>このようなことから、改正の内容といたしましては、中央図書館職員の勤務時間を15分早め、午前8時45分から午後5時15分までの勤務体制にするもので、職員の勤務形態が1つ追加されることとなります。</p>
教 育 長	<p>議案第4号「旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
各 教 育 長	<p>それでは、議案第4号「旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
各 教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第4号「旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定します。</p>

適正配置担当課長

次に、議案第5号「旭川市立小・中学校適正配置計画の改訂について」、説明願います。

旭川市立小・中学校適正配置計画の改訂案について、2月5日に開催した旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会において、意見提出手続及び計画改訂案の説明会で寄せられた意見をお示ししたところ、懇談会の参加者からは、保護者や地域の方の学校を残してほしいという気持ちは分かるとしながら、10年先、20年先の旭川を考えて、学校の適正配置をしっかりと進めて行く必要がある、児童生徒数などを統廃合の基準とすべきで、児童数100人以下という本計画における統廃合の基準は教員の配置基準がもととなっていて妥当である、学校の適正配置はまちづくりの視点をもって、行政全体で考えていくのがよいのではないかと、ブロック別計画に〇〇学校を統合しますと書かれているが、合意がないまま統合すると誤解を受けられないような記述にできないか等の御意見をいただきました。

こうした御意見を参考にして、最終的な計画改訂案をまとめましたのが、旭川市立小・中学校適正配置計画基本方針とブロック別計画になります。

意見提出手続で示した適正配置の考え方や進め方、統廃合対象校について、変更はありませんが、意見提出手続で示した計画改訂案から修正した部分は、ブロック別計画の統廃合や通学区域の見直しについての記載についてです。

意見提出手続で示した計画改訂案では、「〇〇学校は、第何期に統合します」、「第何期に小・中通学区域の境界を見直します」と記載していたところを、「〇〇学校は、第何期に保護者や地域と協議し、合意を得て統合します」、「第何期に保護者や地域と協議し合意を得て小・中通学区域の境界を見直します」という記載に修正しました。統廃合や通学区域の見直しは、保護者と地域の合意を得て実施することを基本方針に記載していますが、保護者や地域の合意がないまま統廃合を進めるのではないかと不安に思っている方がいることが、意見提出手続や計画改訂案についての説明会で寄せられた意見から分かり、また、懇談会の参加者からは誤解を受けられないような書き方にできないか、との御指摘がありましたことから、保護者や地域の合意を得て、統廃合や通学区域の見直しを行うということが明確にわかるようにブロック別計画の記載を修正することにしたものです。

そのほか、計画全体を通じ、表現が分かりづらかった部分等について修正を行い、最終案を作成しました。

次に、旭川市小中学校適正配置計画（改訂案）に対して寄せられた御意見と、旭川市教育委員会の考え方について説明いたします。統廃合対象となっている学校に通学する児童生徒の保護者や地域の方から、当該学校の存続を望む意見を多くいただいており、それに対する教育委員会の考え方として、統廃合や通学区域の見直しに当たっては、保護者と地域の合意を得ることとしており現時点で当該学校の統廃合が決定しているものではないこと、そして、今後の計画期間の中で意見提出手続でいただいた意見も踏まえ、保護者や地域の方々と協議をしていくことを回答しております。こちらを2月25日付けで意見の提出をいただいた方に送付するとともに、市のホームページで公表しております。

意見提出手続や説明会で寄せられた保護者や地域の方々の思いを重く受け止め、児童生徒のより良い教育環境の整備のために、本計画に基づき、保護者や地域と協議をし、合意を得て、学校の統廃合や通学区域の見直しを進めてまいりたいと考えております。

教 育 長

議案第5号「旭川市立小・中学校適正配置計画の改訂について」、御意見、御質問等がありますか。

本 田 委 員

計画改訂案の今後の課題に記載のあるように、なぜ適正配置が必要なのかなど、児童生徒にとってより良い教育環境を整備するために学校の適正配置を進めているということを保護者や地域に説明し、伝えていただきました。

教 育 長	<p>いとします。</p> <p>統廃合等をした後の形が、子どもたちにとって良い形になっていることを確認しながら進めていけたらと思っています。</p> <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、議案第5号「旭川市立小・中学校適正配置計画の改訂について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第5号「旭川市立小・中学校適正配置計画の改訂について」は、原案どおり決定します。</p> <p>次に、議案第6号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p>
公民館事業課長	<p>この度の改正は、旭川市立旭川第2小学校を廃止することに伴い、同校に併設されている東旭川公民館旭正分館を廃止することから、旭川市教育委員会事務局組織規則に定められている第3種施設から削除しようとするものでございます。</p>
教 育 長	<p>議案第6号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、議案第6号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第6号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。</p> <p>次に、報告第4号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設の閉館期間の延長（臨時代理）について」、報告願います。</p>
酒井社会教育部次長	<p>新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設の閉館期間の延長についてですが、全市的な感染予防のため、緊急に処理する必要がありましたことから、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定により御報告するものでございます。</p> <p>内容といたしましては、不特定多数の市民等が自由に出入り可能であり、閉館することにより一定の感染拡大の防止が期待できる施設について、令和2年3月16日（月）まで閉館としておりましたが、昨今の状況を鑑み、沈静化に至っていないと考えられたことから、閉館期間を延長することとし、その期間を同月17日（火）から同月25日（水）までといたしました。</p> <p>対象となる施設は、引き続き、井上靖記念館、文学資料館、ステーションギャラリーを含む彫刻美術館、分室を含む市内全図書館、科学館、博物館の以上6施設になります。</p> <p>なお、現段階では本市において新たな感染拡大には至っていないと判断されることから予定どおり本日26日から開館したところではありますが、中央図書館及び地区図書館の読書室・AVブース、科学館のプラネタリウム、シアター、レファレンスルームは十分な換気が難しいこと、中央図書館北光分室は学校施設内であることから、引き続き当面の間利用を休止することといたしました。</p> <p>また、各図書館では、令和2年3月31日が月末整理休館日ではありますが、これまで閉館期間があったことから、臨時に開館することといたしました。</p> <p>今後についても状況等を注視し、必要に応じて対応をしていきたいと考えております。</p>



教 育 長	報告第4号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設の閉館期間の延長（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。
滝山委員 酒井社会教育部次長	開館に当たり、感染拡大防止の措置はされているのですか。 消毒液を窓口に設置するということや、ポスターを掲示することで来館者に周知し対応しております。
社会教育部長	図書館につきましては、閲覧用の席があるのですが、そこは間引きをして接近しないようにするなどの対応をしております。本日から開館しておりますが、例年になく来館者が多いとの報告を受けていますので、注意しながら対応してまいります。
滝山委員	来館者が多すぎる場合は人数制限や時間を区切る、事前予約などの対応も必要ですね。
教 育 長	閉館期間から明けての開館となるわけですから、感染予防は大前提になります。運営に当たっては状況を見て、制限を設けるということも考えなくてはなりません。
山崎委員 社会教育部長	休館中の職員の勤務状況について教えてください。 館内の消毒作業などの対応や、図書の特別整理などそれぞれの業務に当たっております。
教 育 長 各教 育 長	他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。
各 委 員 教 育 長	それでは、報告第4号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設の閉館期間の延長（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。 異議ありません。
各 委 員 教 育 長	「異議なし。」と認め、報告第4号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設の閉館期間の延長（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。
	《 報 告 事 項 》
教 育 長 学校教育部長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項（1）「令和2年度教育予算について」、報告願います。 令和2年度教育予算につきましては、令和2年1月24日開催の定例教育委員会会議におきまして議決をいただき、市長に意見を申し出ておりましたが、本日3月26日に市議会の議決を得たところでございます。 まず、本市全体の一般会計予算の概要についてであります。 令和2年度当初予算は、1,552億3千万円であり、対前年度比18億4千万円の減、率にして1.2%の減となっております。 教育費全体の概要といたしましては、報告事項（1）資料1ページ目「令和2年度教育予算概要」を御覧ください。 市長部局である子育て支援部、総務部及び観光スポーツ交流部が所管する予算を含めた教育費の総額は、82億8,789万4千円であり、対前年度比11億1,188万7千円の減、率にして11.8%の減となっております。 このうち学校教育部所管分は55億1,649万円であり、対前年度比10億9,482万6千円の減、率にして16.6%の減となっております。 また、社会教育部所管分は、15億3,721万7千円であり、対前年度比1億1,486万円の増、率にして8.1%の増となっております。 学校教育部及び社会教育部を合わせた教育委員会予算といたしましては、70億5,370万7千円であり、対前年度比9億7,996万6千円の減、率にして12.2%の減となっております。 資料2ページ目の令和2年度旭川市予算の概要（学校教育部関係分）は、

令和2年度旭川市予算の概要のうち、学校教育関係分の主な事業、事業費、事業内容を記載しています。

このうち、昨年11月に実施しました教育委員の皆様による市長への予算要望に係る事業につきまして、御説明いたします。

学校保健活動費（小学校）9,357万3千円につきましては、令和2年度に市内全ての小学校において、ICタグ及び防犯カメラを利用した登下校時の見守りシステムを導入する経費といたしまして、令和3年1月から令和8年12月までの事業期間6年間、総事業費1,980万円のうち、令和2年度分82万5千円を含み計上しているところでございます。

次に、特別支援教育推進費1億4,195万5千円につきましては、令和2年度に医療的ケアの必要な児童生徒に対応するため、看護師資格を有する補助指導員3人の増員も含め83人の配置などについて計上しているところでございます。

次に、学校ICT環境整備費10億3,467万3千円につきましては、既存の端末を活用し、指導に係る課題の洗い出しを行うための経費を含んでおり、令和元年度補正予算におきましても、市内小・中学校の情報通信ネットワーク整備に係る経費につきましても計上しているところでございます。議会におきましては、補正予算等審査特別委員会質疑において、教員の負担増につながるのではないかという趣旨の質疑がありました。これについては、教育委員会としても、ICTを活用した授業に関する研修会の開催するなど教員の負担感や負担の軽減を図りながら支援していく旨を答弁いたしました。公明党の中村議員からは、代表質問においてこの度の補正予算について、学校の校内LANの整備費が計上されたこと、新年度予算に学校ICT環境整備費が計上されたことは評価したいという趣旨の御発言がありました。無党派Gの上野議員からは、代表質問において、魅力的、未来的な取組ではあるが、今やらなければならない教育課題はどうするのかという趣旨の御質問と教員の過度な負担とならないようにとの意見がありました。これについては、教育委員会といたしましては、今やらなければならない教育課題を先送りすることなく、学校との緊密な連携を図るとともに、市長部局との協議や国・道への要望などを行い、旭川の子どもたちが、安全に安心して学び、次世代を生き抜いていく力を身に付け、社会で活躍できるよう、毎年度着実に対応していく考えである旨を答弁いたしました。

以上の事業を含め、学校教育部の全事業については、資料のとおりとなっておりますので、御参照いただければと思います。以上、学校教育部所管予算に係る主な予算概要についての報告とさせていただきます。

社会教育部長

社会教育部の予算概要につきまして、令和2年度旭川市予算概要（社会教育分）に基づき御説明申し上げます。

アイヌ施策推進費につきまして、アイヌ関係者の要望を踏まえて再検討した内容とし、部内の新規事業をアイヌ施策推進費として整理し、予算要求を行い、当初予算は2千875万7千円となっております。

アイヌ文化振興費につきまして、アイヌ施策推進費と同様、アイヌ関係者の要望を踏まえて再検討した内容としアイヌ政策推進交付金を活用した博物館の既存事業と拡充事業について予算要求を行い、当初予算は303万7千円となっております。

中原悌二郎賞創設50周年記念事業費につきまして、当初予算は293万5千円となっております。

科学館特別展開催費につきまして、恐竜レプリカの借用に係る運搬費等の経費を含めて予算要求を行い、当初予算は820万円となっております。

次に、先の第1回定例市議会での質疑及び考え方の応答趣旨についてでございます。

アイヌ施策推進費、アイヌ文化振興費につきまして、代表質問において、公明党の中村議員、日本共産党の能登谷議員、無党派Gの上野議員、予算等審査特別委員会では、無党派Gの上野議員、ひぐま議員及び無所属の横山議員からアイヌ施策の今後の取組の方向性及びアイヌ政策推進交付金の申請の進捗状況、アイヌ施策推進地域計画の内容などについて質問がございました。アイヌ施策につきましては、博物館やアイヌ記念館などの地域資源の一層の充実を図るとともに、上川アイヌの魅力を広く発信し、アイヌ文化の理解促進や保存伝承、アイヌ文化を活用した産業や観光振興に取り組んでいくことで、アイヌ文化を生かすまちづくりによる魅力と活力ある地域社会の形成を目指してまいります。事業の実施に当たりましては、アイヌの方々及び関係団体と協議・意見交換を行い、併せて市民の声も伺いながら進めてまいりたい旨とアイヌ施策推進地域計画の特徴としてアイヌ記念館との協働による事業を多数計画している旨を答弁いたしました。

また、計画には文化振興施策を多く盛り込んでおりますが、アイヌの方々による文化伝承活動や後継者の育成などの取組が十分でないとの意見も伺っている点についても答弁しております。

最後に、北門中学校にある知里幸恵文学碑や郷土資料室についても、計画の中で在り方が位置付けられていない現状であり、これらの課題については必要な事業の検討を行い、計画の見直しを行う中で反映し取り進めてまいりたい旨を答弁しております。

アイヌ政策推進交付金につきましては、本年2月13日に地域計画を提出してございまして、本年3月23日付けで認定となっております。当初の22事業で4億5,693万円ということで申請してございましたけれども、認定された地域計画では8事業が落ちまして、14事業で3億4,042万8千円となっております。令和2年度の事業で見ますと、当初申請した計画が4,627万8千円に対し、認定されたものは2,374万円となっております。落ちた8事業につきましては、本年5月から7月までに予定されている計画見直しに向け実施できるよう、再度国との協議を進めてまいります。

科学館特別展開催費につきまして、代表質問で自民党・市民会議の杉山議員から15周年特別展のねらいと、科学館の将来像について質問がございました。今回の特別展では、恐竜や古生物への興味や関心を持っていただき、生物多様性や生命の尊さを再認識する契機となることをねらいとし、最新の知識・情報を提供することにより、多くの方々の学びの場としたい旨を答弁いたしました。

また、Society 5.0に向けた多様な取組が進められている社会の中で誰もが新たな社会で心豊かに活躍できるよう、科学への興味と関心を持ち、探究心と想像を育てていくために、基本コンセプト「ふしぎからはじまる科学との出会い」のもと、創意工夫を重ね、多くの方が訪れる科学館を目指してまいりたい旨を答弁いたしました。

以上の事業を含め、社会教育部の全臨時事業について、資料のとおりとなっておりますので、御参照ください。以上、社会教育部所管予算に係る主な予算概要についての報告とさせていただきます。

教 育 長 報告事項(1)「令和2年度教育予算について」、御意見、御質問等はありませんか。

本 田 委 員 学校教育部について、今やらなければならない教育課題はどうするのかという御質問がありましたが、GIGAスクール構想そのものがまさに今の教育課題の1つではないのかなと思っています。要するに、国の補助はありますが、環境整備については各自治体でやらなくてはならないので、いかに子どもたちがICTを使いこなしていくかということが、これからの大きな課題ではないかと思っています。学校運営充実費が減ってきていることについて危惧しているので、来年またがんばっていただけたらと思いま

教 育 長	<p>す。</p> <p>学校運営充実費については、一部事業をそこから切り離すなどしていますが、いずれにしても市全体の予算がタイトな中でどうにか予算が付きましました。</p>
本 田 委 員	<p>また、コミュニティ・スクールにつきましては、学校教育部で先行して進めており来年度で全学校に導入する予定ですが、一方で、地域学校協働活動については社会教育側からのアプローチが弱いという御指摘がありまして、これは私の方からも最終的には両輪となるように検討しながら、地域学校協働本部の設置に取り組んでいきたいということをお話しており、決してコミュニティ・スクールだけが進んでいくということではない旨を答弁しております。</p>
滝 山 委 員	<p>学校運営協議会についても、他の制度を生かしつつ、そこを転用させてコミュニティ・スクールとして高めていくことが大事ではないかと思えます。</p>
学校教育部長	<p>児童生徒に1人1台タブレット端末を整備することについてはどのようなになっていますか。</p>
滝 山 委 員	<p>計画としては、来年度にネットワークの整備を行いまして、端末整備は令和3年度から順次、3年くらいの期間で実施する予定です。</p>
学校教育部長	<p>学校の臨時休業に伴い、子どもが自宅でオンラインで勉強をしたり、学校からの情報を受けるための体制を早急に整える必要があると思えます。</p>
教 育 長 各 委 員 教 育 長	<p>本市で導入している学習用のオンラインソフトがあるのですが、それを使って休業中に子どもたちの仮想の学校とその時間割を作って、子どもたちの家庭学習の支援をさせていただきました。全ての教科がそのサイトに掲載されており、この期間中約15万件のアクセスがありまして、かなりの数の子どもたちが活用してくれたと思っています。そういうことも今回、効果としてあったということをお踏まえながら、今後この端末整備については、いろいろな可能性があると考えておりますので、今後の教育の1つの方法として取り組んでいきたいと思えます。</p>
文化振興課長	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(1)「令和2年度教育予算について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項(2)「旭川駅構内設置彫刻に係る転倒事故について」、報告願います。</p> <p>本件は、平成31年4月11日午前11時頃、旭川駅構内の通路を歩行していた市内在住の69歳の方が、本市が設置し管理する彫刻の作品名札につまづき転倒し、相手方が負傷した事故でございます。</p> <p>事故後、負傷した方とお話を進めてまいりましたが、令和2年2月5日に、市側の過失が20%、賠償額43,974円として、示談が成立いたしましたので、御報告いたします。</p> <p>本件につきましては、作品の設置又は管理の瑕疵による事故であり、つまづき転倒する原因となった作品名札及び柵の配置等を直ちに見直すこととしております。今後におきましても、より一層、安全管理の徹底を図ってまいりたいと考えております。</p>
教 育 長 各 委 員 教 育 長	<p>報告事項(2)「旭川駅構内設置彫刻に係る転倒事故について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(2)「旭川駅構内設置彫刻に係る転倒事故について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項(3)「若者の団体の施設使用に係る使用料の減額について」、報告願います。</p>

酒井社会教育部次長	<p>本件は平成29年3月に市議会総務常任委員会から、若者の政治参加等に係る取組への支援策について提言書が提出され、その提言項目の1つとして、公共施設等の受益と負担の適正化へ向けた取組指針の見直しに当たっては、学生が地域課題等をテーマに議論する場合の減免措置など、若年層が利用しやすい料金設定の検討を行うとともに、若年層が地域課題に関心を持つための取組などを支援する施策を講じることとされたところです。</p> <p>この提言書を受け、平成29年10月に本市で策定された「受益と負担の適正化へ向けた取組指針」(改訂版)に示されている減免基準に基づき、30歳未満の若者が半数以上を占める団体が公益的・公共的な活動のために施設を使用する場合の使用料につきまして、令和2年4月1日から対象施設で5割の減額を行おうとするものでございます。</p> <p>公益的・公共的な活動の定義についてでございますが、まちづくり、市民活動、福祉、環境、教育など広く社会のために行う非営利活動で、効果が当該団体以外に及ぶ活動としておりまして、これらの活動を行う若者の団体に積極的に施設を活用してもらおうとする取組でございます。</p> <p>社会教育部の対象施設につきましては、市民文化会館、大雪クリスタルホール及び科学館となっております。これらの施設の会議室などを使用する際の料金に適用されるものでございます。</p> <p>今後は積極的な活用を目指し、各施設で周知を行ってまいります。</p>
教 育 長	報告事項(3)「若者の団体の施設使用に係る使用料の減額について」、御意見、御質問等はありませんか。
本 田 委 員	この年齢の基準について、旭川市は若者というのは30歳未満としており、提言書では学生となっているのですが、30歳未満は若者という基準なのでしょうか。
教 育 長	市で独自に決めたわけではなく国の考え方の中で、30歳未満という定めがあります。
近 藤 委 員	使用する当日に30歳未満であれば良いのでしょうか。それとも申請時点なのでしょうか。また、例えば、当日追加で30歳以上のメンバーの参加者があり、申請時点では条件を満たしていたが、当日満たさなくなった場合にどうするかなど細かいところを詰めていく必要があると思います。
酒井社会教育部次長	申請時点で30歳未満でございまして、統一的な基準で運用できるように準備してまいりたいと思います。
教 育 長	他に御意見、御質問等はありませんか。
各 委 員	ありません。
教 育 長	それでは、報告事項(3)「若者の団体の施設使用に係る使用料の減額について」は、報告を受けたこととします。
	《 そ の 他 》
教 育 長	他に、何かありますか。
各 委 員	ありません。
事 務 局	ありません。
	《 秘 密 会 》
教 育 長	ここからは、秘密会といたします。 ここで皆さんにお諮りいたします。 報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」及び報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。

各 教	委 育	員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、会議録には概要を記載することといたします。</p>
	学 校 施 設 課 長		<p>議案第1号「令和2年度一般会計予算の補正について」、説明願います。</p> <p>本件は、令和2年第1回臨時市議会に、令和2年度一般会計予算の補正について、市長へ意見を申し出るものであります。</p> <p>今回の補正の内容についてであります。雨紛小学校及び江丹別小中学校のアスベスト煙突改修工事については、先の第1回定例市議会において、補正予算の議決を得たところであります。令和元年度の国の補正予算による国庫補助事業の採択結果では、不採択となつたところであります。</p> <p>当該2事業につきましては、国の令和2年度一般会計の当初予算により国庫補助金の交付が見込まれますことから、令和2年第1回臨時市議会において、学校施設大規模改修費（小学校）補正額1,830万円及び学校施設大規模改修費（中学校）補正額1,690万円を増額しようとするものでございます。</p>
教	育	長	<p>議案第1号「令和2年度一般会計予算の補正について」、御意見、御質問等はありませんか。</p>
各 教	委 育	員 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、議案第1号「令和2年度一般会計予算の補正について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 教	委 育	員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「令和2年度一般会計予算の補正について」は、原案どおり決定します。</p>
			<p>&lt;報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」&gt;</p> <p>令和2年2月13日付け及び同年3月1日付けの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
			<p>&lt;報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」&gt;</p> <p>令和2年1月24日付けから同年3月1日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
			<p>&lt;報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」&gt;</p> <p>令和2年1月16日付けから同年3月19日付けまでの北海道教育委員会に対し内申した旭川市立小中学校教職員人事について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
			<p>《 そ の 他 》</p>
教 育 長 石原 学校 教育部 次長			<p>他に、何かありますか。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本市小中学校においては2月27日から3月25日まで臨時休業としており、本日から4月6日まで春季休業期間となっております。</p> <p>新年度につきましては、現時点では予定どおり4月7日の入学式、始業式から学校を再開しようと考えております。再開においては、感染症対策</p>

教 育 長	のポイントが、感染源を絶つこと、感染経路を絶つこと、抵抗力を高めることであることを踏まえまして、家庭と連携した毎朝の検温などによる健康管理の徹底や手洗い、咳エチケットの励行、十分な睡眠やバランスの取れた食事の指導、また教室等の消毒、こまめな換気など保健管理や環境衛生対策に万全を期すよう周知徹底を図ってまいります。
山 崎 委 員 学 校 教 育 部 長	学校の再開については、国と北海道教育委員会からの通知を踏まえ、基本的には新年度から十分な感染予防対策を行いながら学校を再開していくこととしております。
教 育 長	この点について御意見はありますか。 入学式は実施するのですか。
本 田 委 員	始業式も含めて、現状では実施予定ですが、実施方法や対象者については道の通知等を踏まえ、判断してまいりたいと考えています。
教 育 長 滝 山 委 員	小学校の新1年生の入学式は保護者同伴でないと難しいですが、中学校については、道はまだ判断していないものの、保護者の人数や時間を抑制してできないかと考えています。学校と保護者のスタートラインが入学式ですから、担任がどのような人で、どのような学校で、どのような生活を送るのだろうと考えると、また、悩みを抱えているお子さんの場合は、なおさら保護者の出席があった方が良く考えています。この点については御意見はありますか。
本 田 委 員	私も教育長の意見に賛同します。学校の体制の説明であるとか、所属教員の紹介や子どもたちとの対面もあり、その後のことも考えると短時間でも、旭川市は感染状況が落ち着いているので是非機会を設けていただきたいと思います。加えて、子どものモチベーションを上げるためにもスタートを合わせてあげることも大切だと考えます。
教 育 長 近 藤 委 員	感染予防上、最低限の人数、時間という前提もあります。 翌日から通常どおり学校があるのに、入学式だけやらないというわけにはいかないと思うので、もちろん実施すべきだと思いますが、そのときにどのような感染状況になっているかにもよります。
本 田 委 員	今は子どもたちの感染が少なく、保護者の方が感染のリスクが高いので、検温は必ずすることと、保護者が複数人参加するのはよろしくないでしょう。
教 育 長	学校の体育館の規模などによって、一律に決められないので、感染を防ぐことを大前提に、それぞれの学校長が判断するということが良いのではないかと考えられます。
本 田 委 員	基本的に在校生は参加しないのですが、保護者からどうしてもということもあります。北海道教育委員会の考え方を押さえなければなりませんし、他都市の様々な情報を収集しながら考えていく必要があります。
近 藤 委 員	これまで、国や北海道教育委員会の指針に基づいて実施してきて、何ら大きなことにはなっていませんので、そういった指針を踏まえていくということは適切だと思います。北海道教育委員会も入学式を取りやめるといった判断はおそらくしないと思われるので、その中で前向きに、どう実施できるのか努力・工夫するのが良いと思います。
学 校 教 育 部 長	保護者の立場からお話しすると、1人っ子の家庭や入学式が初めての保護者の方々が楽しみにしていて、「入学式は無くならないよね」といった声があります。
近 藤 委 員	入学式に関しては期待を持ちながら新しい場所や人に出会う1つ目のタイミングであるので、教育長が先ほど言われたようなところを北海道教育委員会にも伝えながら進めていきたいと思っています。ただ、感染防止の体制としては、卒業式と同様というところが軸になってくると思います。
本 田 委 員	子どもは多感な時期なので、繊細な子どもは不安を抱えていたり、卒業式でお別れができなかったという思いを抱えている子もいると思います。
本 田 委 員	北海道教育委員会の判断がある中で、旭川市だけ別な対応もしにくいと

近藤委員	<p>思います。</p> <p>局所で感染が広がり、旭川市の感染状況が落ち着いているとき、北海道教育委員会が全道一律の判断で実施しない方針であった場合どうなのでしょう。</p>
教育長	<p>一律の判断となればなかなか難しいと思います。卒業式も、北海道教育委員会の意見で一律にならざるを得ないことがありました。北海道知事のお考えもあるのかもしれませんが。</p>
近藤委員	<p>卒業式でも、児童生徒が少ない学校は保護者が出席できる場合や来賓はPTA会長だけが出席ができる場合があります。</p>
学校教育部長	<p>4月の1か月間は、子ども同士や子どもと先生の関係づくりの期間にしようとして検討しており、その場合は参観日やPTA総会、家庭訪問、教育相談もずれ込むことを考えると、保護者の方々とコンタクトが取れる機会を適切に設けていくことが大事になってきますし、それが入学式であれば1回目としては良いスタートになると考えています。</p>
本田委員	<p>大学では感染防止対策のため春休みを延ばしますが、小中学校の新年度の開始日の予定をずらすことは考えていないのですか。</p>
学校教育部長	<p>現時点では予定どおりと考えています。学習については、現在調査中ですが昨年度分に未指導の部分があり、1週間くらいの学習時間を取らないと未指導のまま終わるような状況があります。校長会と協議している中では、4月8日から5日間は全学年とも午前は学習を、午後は学級活動や教育相談等を行い、1週間は休業明けでありますのでアイドリング期間として、児童生徒の心身に配慮して全市で統一して実施したいと考えております。</p>
<p>教育長</p> <p>各委員</p> <p>事務局</p> <p>教育長</p>	<p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、以上で令和2年3月定例教育委員会会議を終了いたします。</p>
<p>《 閉 会 》</p>	